

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年5月19日

支出負担行為担当官

気象研究所長 小泉 耕

1 当該招請の主旨

本業務は、沖縄県宮古島の観測サイトにおいて、宮古島観測サイト撤収作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、項4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、項4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 宮古島観測サイト撤収作業

(2) 業務内容 宮古島観測サイトにおいて、観測機器と観測用コンテナの撤収作業及び原状復帰作業を行う。また、撤収した観測機器は気象研究所に戻し、撤収した観測用コンテナは現地で廃棄処理する。

(3) 履行期限 令和3年10月29日

3 業務目的

本件は、宮古島での連続観測終了に伴う機器等の撤去のため、観測機器と観測用コンテナの撤収作業及び原状復帰作業を行い、撤収した観測機器は気象研究所に戻し、観測用コンテナは現地で廃棄処理することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域又は九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

宮古島観測サイトに設置している観測機器の機能仕様を十分に理解し、撤収前の機器の動作確認において十分な技術力を有すること。また、本業務を実施する技術者は、設置観測機器に関する十分な知識と経験を有し、撤収作業と梱包時の機器取り扱いに関する十分な実績を有すること。

(3) 機器撤収・原状復帰に関する要件

観測機器撤収作業に必要な機器を準備できること。また、宮古島観測サイトに設置している観測コンテナの撤収、現地廃棄処理に関する作業、手配ができること。更に観測機器と観測コンテナ撤収後に原状復帰に関わる作業、手配ができること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

風洞実験装置が気象庁観測部等の技術開発として位置づけられた研究にも使用されていることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に撤収した観測機器に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、撤収作業に伴い、履行場所において損傷等が認められるときは、受注者の責任において必要な修補を無償で実施した後、速やかにその旨を監督職員に報告すること。

(7) 業務実績に関する要件

宮古島観測サイトに設置している同種の観測機器の取扱い、点検調整、設置・撤収作業を行った実績があり、資料や写真等によりその実績を証明できること。

(8) その他必要と認める要件

産業廃棄物法に従い、観測コンテナを宮古島市で適正に廃棄処理し、廃棄後に manifests を提出すること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 総務部 会計課 秤谷芳典

電話 029-853-8560 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 気象観測研究部 第一研究室 山崎 明宏

電話 029-853-8577 F A X 029-856-0644

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年5月19日から令和3年6月8日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年6月9日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域又は九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。